

防火・防災通信



平成30年7月7日 豪雨災害



◆令和2年度全国統一防火標語◆

その火事を 防ぐあなたに 金メダル

～ 目 次 ～

- 令和2年中の火災概要・今治市での火災原因 P.1
- 今治市防火・防災管理者連絡協議会 ～ 理事会 ～ P.2
- 優良事業所表彰(令和元年度分) P.3
- 避難勧告等に関するガイドラインが改正 P.4
- 避難所での感染対策 P.5
- ウイルスと身体の免疫・感染対策 P.6
- 消防訓練 P.7
- 防火・防災ワンポイント P.8
- 住宅用火災警報器 P.9

～ 全国の主な火災事案(事業所) ～

◆横浜市簡易宿泊所火災◆

発生日時
発 生 日 : 平成31年1月4日
発生場所 : 神奈川県横浜市中区寿町4丁目
13番地2 簡易宿泊所

被害状況
人的被害 : 死者2名、負傷者8名(重傷者1
名、
中等症5名、軽症者2名)

◆京都市伏見区で発生した爆発火災◆

発生日時
発 生 日 : 令和元年7月18日
発生場所 : 京都府京都市伏見区桃山町因幡
15-1
株式会社京都アニメーション

被害状況
人的被害 : 71名(死者36名、重傷者8名、
中等症7名、軽症者20名)

建物被害 : 全焼 延べ面積691.02㎡

◆沖縄県那覇市首里城跡火災◆

発生日時
発 生 日 : 令和元年10月31日
発生場所 : 沖縄県那覇市首里当蔵町3-1
首里城公園(1199.24㎡)

被害状況
人的被害 : なし

建物被害 : 全焼 正殿、北殿、南殿・番所、書
院・鎖之間、黄金御殿他(奥書院含
む)及び二階御殿

◆福島県郡山市で発生した爆発事故◆

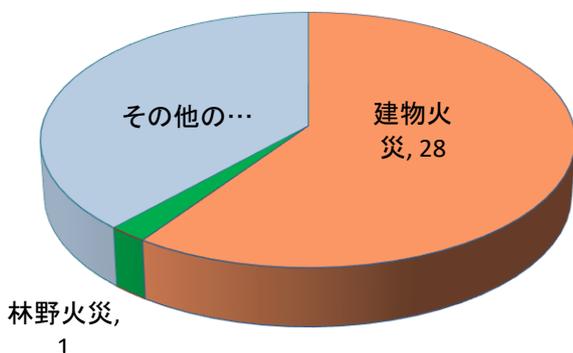
発生日時
発 生 日 : 令和2年7月30日
発生場所 : 福島県郡山市島二丁目44-30
しゃぶしゃぶ温野菜

被害状況
人的被害 : 死者1名、重傷者2名、軽症者17名

建物被害 : 1棟全壊 延べ面積163.88㎡
その他複数被害

令和2年中の火災概要

今治市消防本部管内で発生した火災件数



令和2年中は、47件の火災が発生しました。

前年と比較すると13件減少しており、約1週間に1件の割合で火災が発生しています。

火災種別では建物火災が多く全体の約60%近くを占めています。

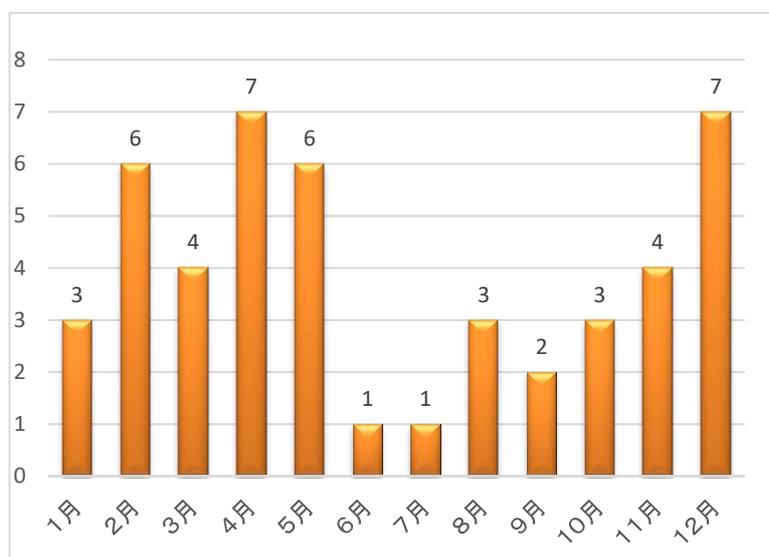
住宅火災から人命を守るためまた、被害を最小限に抑えるためにも、住宅用火災警報器の設置をお願いします。

月別火災件数

火災件数: 47件

損害額: 約1億2200万円

火災による損害額は、前年と比べて約2430万円増加しており、火災1件当たりの損害額も約259万円と高くなっています。



今治市での火災原因

今治市での主な火災原因は、たき火(焼却火を含む)が10件、放火(疑いを含む)が9件、たばこ及び配線器具が5件、こんろ(天ぷら油を含む)が4件、その他様々な原因が14件となっています。

たき火は、主な火災原因の半数以上を占めています。風の強い日は、たき火を止め、火の始末は確実に行ってください。

今治市防火・防災管理者連絡協議会 ～ 理事会 ～

令和2年5月、今治市防火・防災管理者連絡協議会理事会を書面会議にておこないました。

例年であれば本会理事会を開催するところですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面会議へと会議を変更し、今治市防火・防災管理者連絡協議会会則第12条第1項により総会に代えさせていただきました。

下記の内容についてご審議いただき、議決書にてご回答いただいております。

議案審議

- 第1号議案 令和元年度 事業報告について
- 第2号議案 令和元年度 決算報告について
- 第3号議案 令和2年度 事業計画(案)について
- 第4号議案 令和2年度 予算(案)について
- 第5号議案 優良事業所表彰(案)について
- 第6号議案 令和2年度 監事の後任について

いずれも原案どおり承認されました。



治まらないコロナ禍により、事業計画等を再審議していただくため、理事会を開催

10月16日(金) コロナ禍が収束しない状況により、今治市中央公民館にて、下記の内容についてご審議いただきました。

議案審議

- 第1号議案 看板について
- 第2号議案 令和2年度研修会について
- 第3号議案 令和2年度視察研修について

いずれも原案どおり承認され、下記の要領で行われます。

- 第1号議案
防火・防災管理者連絡協議会の総会用看板作成
- 第2号議案
秋の研修会は中止(松山気象台作成の資料配布)
- 第3号議案
令和2年度視察研修は延期とする



新しい看板だよ

今治市防火・防災管理者連絡協議会

優良事業所表彰(令和元年度分)

令和元年度の防火・防災管理体制が他の模範となる事業所として、「医療法人 平成会 山内病院」と「障害者支援施設 今治育成園」が表彰されました。

当表彰は、「今治市防火・防災管理者連絡協議会表彰に関する内規」の基準により表彰されるものです。



今年度は、コロナ禍により両事業所を総会にて表彰することが出来ませんでした。このため、消防本部3階、応接室におこしいただき、西本会長より表彰状と記念品の贈呈を行っております。

＜運用基準に関する事項＞

- (1) 会員又は、会員の事業所であって、日常の防火管理が模範となるもの。
- (2) 運営に顕著であると認められるもの。



※右から山内病院様・西本会長・今治育成園様・顧問(消防長)

両事業所は、防火管理者の選任及び消防計画に基づく防火管理業務、自衛消防組織の編成運用、消防機関との連絡等が適切に行われ、防火管理業務が特に他の模範となる事業所でした。

理事会の決議にて視察研修会は延期となり、研修会は中止とさせていただきます。

研修会が中止となったため、講演予定の資料を配布させていただきました。



令和2年度 研修会 資料

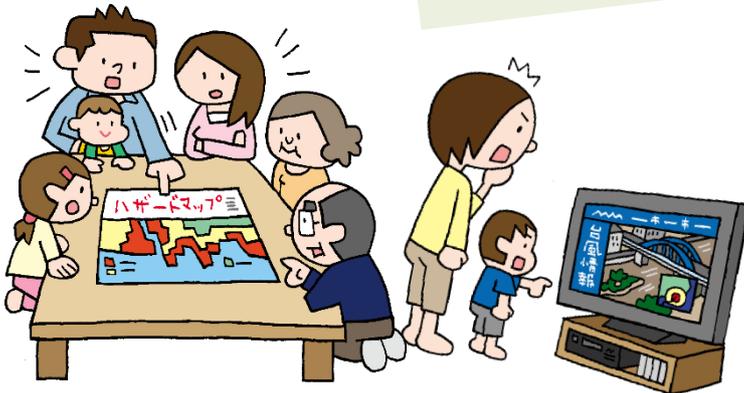


避難勧告等に関するガイドラインが改正

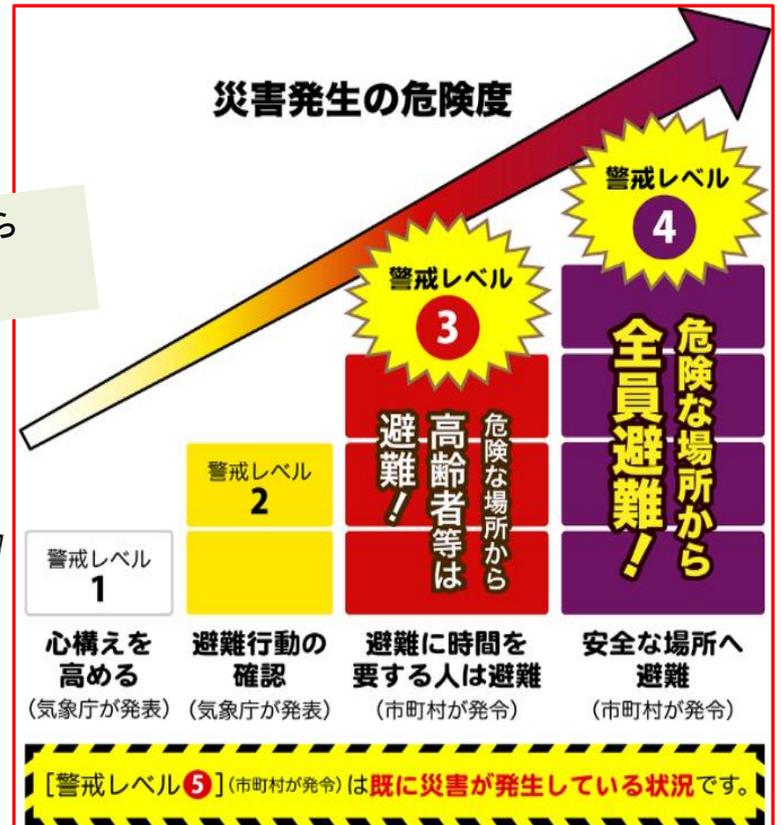
平成30年7月豪雨の教訓から住民が主体的に避難行動をとれるよう、5段階の警戒レベルに改正されました。

防災意識の高い社会構築に向けて災害から身を守るためには、自治体等が発信する避難情報の意味を正しく理解しておくことが大切です。

令和元年5月29日から
新ガイドライン！



5段階の警戒レベルについて知っておきましょう。



警戒レベル1と2は、気象庁が発表する注意報などです。□

◆警戒レベル1は、早期注意報です。防災気象情報などの最新情報に注意するなど、災害への心構えを高めてください。

◆警戒レベル2は、注意報です。避難に備え、自らの避難行動を確認してください。

警戒レベル3～5は、市・町が発令する避難勧告などです。

◆避難レベル3は、避難準備・高齢者避難開始です。お年寄りの方など避難に時間のかかる方とその支援者は、危険な場所から避難してください。

◆避難レベル4は、避難勧告、避難指示(緊急)です。危険な場所から全員避難してください。

◆避難レベル5は、既に災害が発生している状況です。自宅の少しでも安全な部屋に移動したりすぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。

今治市洪水・土砂災害防災マップ

<https://www.city.imabari.ehime.jp/bousai/h-map/imabari.pdf>

内閣府避難行動判定

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/pdf/campaign.pdf

避難所での感染対策

新型コロナウイルスへの感染は、ウイルスを含む飛沫が口、鼻や眼などの粘膜に触れること、または、ウイルスがついた手指で口、鼻や眼の粘膜に触れることで起こります。

手洗い **咳エチケット**

感染予防する!けん

目 3回
鼻 3回
口 4回

そのうち、目、鼻、口などの**粘膜**は、**約44パーセント**を占めています!

手洗いのすすめ
水とハンドソープで、ウイルスは減らせます!

※手洗いの効果 (イメージ図)

状況	ウイルスの量
手洗いなし	約100万個
流水で15秒すすぎ	約1万個
ハンドソープで10秒すすぎ、流水で15秒すすぎ	約100個
「ハンドソープで10秒すすぎ、流水で15秒すすぎ」を2セット	約10個

このため、飛沫を吸い込まないように人との距離を確保し、会話時にマスクを着用し、手指のウイルスは洗い流すことが大切。さらに、身の回りのモノを消毒することで、手指につくウイルスを減らすことが期待できます。

避難所に持っていくもの

持病の薬、マスク、体温計、アルコール消毒液、ウェットティッシュ、食料・飲料水、寝具(毛布等)、ビニール袋、トイレトペーパー等

手洗い **換気** **密接回避** **手洗い** **換気**

今治市では避難所運営にあたり、運営マニュアルを作成しております。これは、災害が発生したとき、避難所の運営体制を迅速に確立して地域住民が安心して避難所生活を送れるようにするためです。

※発熱や体調に異常がある場合

避難する前に、発熱や体調に異常がある場合は、予定の避難施設に事前に連絡しましょう。避難所にて体調が優れない時は、速やかに運営スタッフに申し出ましょう。

ウイルスと身体の免疫

免疫の仕組み

病気の判断に体温測定… なぜでしょう？

みなさんの身体はだいたい、36.5度程度の体温で維持されています。

今日は熱がある…



発熱とは免疫細胞がウイルスや細菌への攻撃力を上げる為の生体防御反応なのです。体温が上がると血液の流れが良くなり免疫細胞は体の隅々まで届くようになり、免疫細胞の動きも活発になるのです。

外界からウイルスや細菌が侵入すると免疫細胞は攻撃を開始、同時に伝達物質を作り、脳に情報を伝えます。情報に基づき脳の体温調節中枢は体温上昇を指示。筋肉は収縮して熱を作り発熱が起こる訳です。つまり、体温測定は体調管理の入口なのです。

※インフルエンザ等に掛かった時、発熱症状が強くなければ無理に解熱するのは逆効果。「発熱は生体防御反応」であり、ウイルスも体温上昇で増殖が鈍るのです。

感染対策

○手洗い

手や指などのウイルス対策

手や指についたウイルスの対策は、洗い流すことが最も重要です。手や指に付着しているウイルスの数は、流水による15秒の手洗いで1/100に、石けんやハンドソープで10秒もみ洗いし、流水で15秒すすぐと1万分の1に減らせます。

手洗いの後、さらに消毒液を使用する必要はありません。

○アルコール(濃度70%以上95%以下のエタノール)

手洗いがすぐにできない状況では、アルコール消毒液も有効です。アルコールは、ウイルスの「膜」を壊すことで無毒化するものです。＜使用方法＞濃度70%以上95%以下(※)のエタノールを用いて、よくすりこみます。

(※) 60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えありません。＜注意事項＞※アルコールに過敏な方は使用を控えてください。

※アルコールには、引火性があります。
※空間噴霧は絶対にやめてください。

消防訓練

消防訓練は、事業所内の防火管理業務として、とても大切なことです。実際に火災が起こったことを想定し、真剣に取り組みましょう！



消火訓練



消火器や、屋内消火栓など、実際に使ってみたり、模擬的に取り扱い、使用方法の確認をして、初期消火の訓練をしましょう！

自分たちの、仕事場のどこに、消火器具があるかを把握することも大切です。

また、消火器の使い方や、訓練用水消火器の貸し出しについては、今治市消防本部のHPをご覧ください。PS. 消防設備は定期的な点検をしましょう！

避難訓練



ただ、建物外に避難する。だけではなくて、施設利用者たちの避難誘導、搬送はうまくできたか。それにどれくらいの時間を要するか。様々なことを想定しながら行ってください。火事は、いつ起こるかわかりません。昼間だけでなく、夜を想定してみるのも大切です。

避難器具がある事業所は、訓練でぜひ使用してみてください。

避難経路に物を置いたりしないよう普段から維持管理にも努めましょう！

通報訓練



「119番通報」実際に、したことはありますか？かけたことがない方はぜひ、訓練で実際にかけてみましょう！通信員が対応し、本番の臨場感を味わえます。※実際に訓練で119番通報をする際は、事前に消防本部通信指令室(0898-32-6666)にご連絡を！

また、実際に119番にかけなくても、消防署役、通報者役を事業所内で決めて通報訓練をしてみるのもOKです！

これらの訓練を、別々に行う訓練を「部分訓練」といい、一連の流れでまとめて行う訓練を「総合訓練」といいます。

また、訓練は消防訓練(計画・実施)通知書によって、訓練前と後に、報告してください。

～コロナ禍での消防訓練～

現在、コロナ禍で、なかなか従業員を集めて訓練ができないと、お悩みの事業所さんもあるかと思います。しかしながら、コロナが流行っていても、火事は起こります。何もしないという訳にはいきません。

ソーシャルディスタンスを確保して行ったり、回数を分けて行うなどの対策や、消火器の使い方、避難経路図、通報要領などを書面上にまとめ、全員に周知するなど、できる範囲で訓練を行ってください。

参考資料や、訓練用DVDの貸し出しもできますので、気軽に消防本部予防課までお問合せ下さい。

防火・防災ワンポイント



防火・防災連絡協議会
事務局 越智

もしも、今、災害が起こったらどうしますか？
災害は、場所、時間、季節を選んでくれません。
知ってるけど、備えていない。自分には起こらないだろう。と考えている人もいるかもしれません。
情報収集は災害対策の第一歩です。
簡単にできる災害情報の集め方として、スマホでの情報収集について紹介します。
仕事に行くときや、お買い物をするときなど、外出時にはスマホを持っていますよね。
災害時、一番身近にある、情報収集ツールがスマホです。

①防災アプリをダウンロード

Android版



iOS版



- ☑ 地図で避難先がわかる！
- ☑ 最新情報が自動で届く！
- ☑ 避難計画をメモできる！

今すぐ始める。
愛媛の防災準備

県公式
アプリ



愛媛県避難支援アプリ
ひめシエルター



②SNSの活用する(LINE)

LINE

友だち追加



LINE公式アカウント
開設しました！

“今治市”と友だちになろう 📣

- ☑ 今治市の防災情報、緊急情報が届く！
- ☑ アプリをダウンロードするよりも、
簡単で、ホーム画面が増えない！
- ☑ 普段は災害以外の今治市の情報が届く！
- ☑ 情報伝達がスピーディー！



友だちになっ
てー！



手軽にできることから、災害に備えましょう！！

住宅用火災警報器

設置できていますか？ あなたの**家族、財産**を守る**住宅用火災警報器**！

平成23年6月1日から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。設置率調査でも、未だ、未設置の住宅が見受けられます。設置されていない方は、一刻も早い設置をお願いします。
取付場所は、下のイラストを参考にしてください。

家のどこに取り付けられればいいの？

火災警報器の基本的な取り付け場所は、**寝室**となっていますが、**寝室が2階などの場合は階段にも設置が必要とされています。**
(寝室が1階の場合は、1階階段や廊下への設置義務はありません。)
取り付け位置は、原則として天井または壁に設置、階段も同様に取付けます。

まず寝室として使用する部屋、避難経路となる廊下や階段に設置し、必要に応じて他の部屋にも設置すると、さらに安心です。

注意

一般的には、日常の喫煙で作動するようなことはありませんが、火災警報器に直接煙をかけるようなことがあれば、警報を発する場合があります。

設置義務

1階以外に寝室がある場合には、階段にも取り付ける必要があります。

設置義務

火災警報器は、すくなくとも住居内の寝室にあたる部屋に取り付けましょう。

注意

台所（キッチン）へ取り付けの場合は調理のときに換気をおこなわないと誤作動の原因となることがあります。
また、「煙式」を取り付ける場合には、調理のときに、煙や水蒸気のかからない場所に取り付けるよう、注意しましょう。

※市町村の条例によって義務設置場所が異なることがありますので、最寄の消防本部、消防署に確認しましょう。

※今治市では、台所（キッチン）への設置義務はありません。

※「煙式」が取付義務となっています。

※すでに、設置済みの方は、点検、交換が必要です。

～点検～

基本的に、点検は1年に1回行ってください。また、次の場合も点検を行いましょう。
・初めて設置したとき ・旅行などで長い間留守にしていたとき ・設置場所を変えたとき
点検方法は、機種によって異なりますが、ボタンを押すか、ひもを引っ張るかになっています。
音がなるかどうかを確認し、ならなければ電池切れや、故障の可能性がります！

～交換～

電池寿命などの観点から、交換の目安は、およそ10年とされています。全住宅に、設置義務となった平成23年から今年でちょうど10年が経ちます。取付日に記されている日から計算してみてください。10年経っているものは、積極的に交換しましょう。

今一度、ご家庭の住宅用火災警報器をご確認ください！



診断シートで自宅の住宅用火災警報器を診断してみよう！

住宅用火災警報器 交換診断シート

<https://www.kaho.or.jp/pages/keiho/docs/poster/check-sheet-koukan-201912-272x384.jpg>

防火・防災に全力投球



お気軽にお問い合わせください。

消防署への問い合わせは

<代表 ☎0898-32-6666 >

- | | |
|-------------|---------------|
| ◆火災・救急は | ☎119 |
| ◆火災情報案内 | ☎0898-32-7700 |
| ◆救急当直病院電話案内 | ☎0898-32-3300 |

消防用設備、危険物、防火・防災管理、火災予防条例等の問い合わせは、

予防課 ☎0898-32-2751

火災・救急、応急手当講習等の問い合わせは、

警防課 ☎0898-32-2779

地震・洪水等の問い合わせは、

防災危機管理課 ☎0898-36-1558

中央消防署	☎0898-32-6666	東分署	☎0898-47-4994
西消防署	☎0898-32-6119	菊間分署	☎0898-54-4094
波方分署	☎0898-41-7594	北消防署	☎0897-74-2119
大島分署	☎0897-86-2189	大三島分署	☎0897-87-4119